

確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴い発生した滞留分の届書の処理及び4月・5月の繁忙期対策としての業務処理にあたって、次の事項を確認する。

1. 年金相談サービスセンター等を活用した「代行処理」については、滞留した届書処理及び4月・5月の繁忙期対策として限定したものであり、これまでの確認事項（①オンライン端末機導入時の「具体的確認事項」、②「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」、③年金サービスセンター設置時の「確認事項」）を変更するものではない。
2. 「代行処理」にあたっては、プライバシー保護に万全を期すこと。
3. 「代行処理」の期間については、滞留している届書の処理及び繁忙対策として、6月末までの期間とすること。
4. 「代行処理」の実施にあたっては、各県段階で十分協議すること。
5. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年4月21日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

健康保険法改正にともなう業務対応にあたっての確認事項

「医療保険制度改革に伴う高額療養費の支給事務について」の業務対応にあたって、次のとおり確認する。

1. 高額療養費の支給事務が倍増することから、職員の労働強化とならないよう配慮する。
2. 再審査請求業務などの見直しが、高額療養費支給事務の担当課と必ずしも連動していないことから、引き続き業務の簡素化を図る。
3. 法改正業務に必要な経費は措置する。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. 問題が生じたときは、その都度協議する。

1997年8月13日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

確 認 事 項

健康保険証の更新業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 証更新については、扶養調書を省略し、住所出力はしない。
2. 新規適用・資格取得・再交付などの新証への切替は、平成9年11月1日からとする。
3. 賃金職員の配置及び、社労士の活用によって職員の負担軽減を図ることとともに、必要な経費は措置する。
4. 健康管理を目的とした健康管理器具の経費を各事務所へ配布する。
- 5.. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 国民年金勧奨業務については、平成10年4月からの実施とする。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年9月1日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

レセプト開示請求業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. レセプト開示請求に係る申し入れの回答（平成9年8月19日及び10月16日付）を尊重する。
2. レセプト開示請求の実施にあたって、必要な経費は措置する。
3. プライバシーの保護に万全を期す。
4. 不開示、不存在、遅延などの回答（お知らせ・通知）に対しトラブルが予想されることから、回答業務及び回答に対する照会業務については、管理次長（管理次長がいないところは管理職）が対応する。
5. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 実施段階で変更及び確認が必要なものは、別途協議する。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年10月27日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賃評議会
事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施については、各県の労使合意を前提とし、モデル実施県の選定については、中央段階（府と国費評議会）の労使合意を基本とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（1月6日及び12日）を尊重する。
3. モデル実施にあたり、必要な経費は措置する。
4. レセプト点検調査員（Aランク）は、定年退職者も対象とし確保する。
5. 処遇改善及び業務の簡素化については、引き続き努力する。
6. 本格実施にあたっては、モデル実施の結果を踏まえ別途協議する。
7. モデル実施にあたり、問題が生じた場合は、その都度協議する。

1998年1月14日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

熊本県八代市における医療保険カード（ＩＣカード）の第2次実験実施にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの交渉経過を尊重すること。
(94年12月16日の確認事項及び98年2月2日の申し入れに対する98年2月10日の回答など、これまでの交渉経過を尊重すること)
2. プライバシーの保護については、引き続き万全を期すこと。
(第2次実験実施の内容が一部変更になることから、プライバシー問題が生じないよう対応すること)
3. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
(第2次実験実施にあたり、職員に負担をかけないよう相談員を増員し、当該期間中2名を手当てする)
4. 第2次実験実施の終期については、別途協議すること。
5. 該当県に対して、事前に十分説明すること。
(第2次実験実施の提案理由及び業務処理手順について、事前に該当県に対して十分説明すること)
6. 該当県の要望を踏まえ、必要な経費は確保すること。
7. 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議すること。
(第2次実験実施の内容が一部変更になることから、その取り扱いも含め問題が生じた場合は、その都度協議すること)

1998年2月10日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施県の選定にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施県の選定にあたっては、モデル期間に問題点把握ができる県を対象とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（98年1月6日及び12日）及び確認事項（98年1月14日）を尊重する。
3. モデル未実施県について、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 本格実施については、モデル実施の問題点を整理のうえ、中央段階での合意に基づき実施する。
5. 各県においても、中央段階での合意を踏まえ、十分協議を行い合意の上実施する。
6. モデル実施期間に問題点等の把握ができない場合は、モデル実施の継続を含め別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

平成10年度の繁忙期対策として、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号の本格実施に伴って配置した謝金職員について、平成10年度も配置し、平成11年度以降については再度協議する。
2. オンライン給付二次に伴う謝金職員については、平成10年度末まで配置する。
なお、平成10年度末において新たな業務等が見込まれる場合は、改めて協議する。
3. 不要・不急業務の見直し、業務の簡素化については、引き続き努力する。
4. 窓口装置（液晶画面）の各県への配付については、これまでの配付基準に基づき中央段階の労使合意とする。
5. 4月から実施する国民年金の勧奨業務については、97年1月29日の確認事項（職員の負担とならないよう、勧奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応としその必要経費を措置する。また、照会業務の対応として、勧奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する）を尊重する。
6. 郵便番号の7桁補正に要する費用については、各県の実情に応じて措置する。
7. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

社会保険大学校における普通科研修の見直しにあたっての確認事項

平成10年度の社会保険大学校における普通科研修の見直しについて、次のとおり確認する。

1. 受研要件、期間、回数を下記のとおりとする。

①受研要件を基礎科目（法学概論・憲法・行政法・民法・労働法概論）を修学している者をB課程とし、それ以外の者をA課程（3級以下）とする。

②期間について、A課程を25日（これまで30日）、B課程は従来（17日）とする。

③回数について、A課程を3回（これまで8回）、B課程を3回（これまで1回）とする。

2. 普通科研修の受研要件をA課程・B課程に整理する目的は、研修内容の充実と効率的な研修運営とすることであり、学歴差別につながるものではない。

3. 今後、この見直しによる普通科研修の実施において、問題が生じた場合は、速やかに協議する。

1998年4月28日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式の本格実施にあたって、次の事項を確認する。

1. センター設置及び設置後の必要な経費について、措置する。
2. 職員の待遇改善について、引き続き努力する。
3. 本格実施及び実施時期については、各県の労使協議を尊重するとともに、そのことによって、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 「レセプト点検事務センターの本格実施に向けた申し入れ（98.6.15）」に対する回答（98.6.19）について、尊重する。
5. レセプト点検業務に係るシステム改善について、引き続き検討する。
6. 本格実施後、事務処理機器更改が予定されている、2,000年3月に再度、組織機構及び業務処理方法等について見直す。
7. 見直しまでの間、問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年6月23日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賃評議会

事務局長

確 認 事 項

オンライン事務処理機器更改にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの経過を尊重すること。
(98年3月11日の第一次申し入れに対する98年5月26日の回答及び、98年8月5日の第二次申し入れに対する98年8月20日の回答を尊重すること)
2. 50音キーボードについては、各県の実態を踏まえ、要望があったものについて、対応すること。
3. 検討事項とされている画面切替や画面分割、テンキーの切り離し等、早期に改善が図られるよう、引き続き改善努力を行うこと。
4. 機器更改にあたってのレイアウト変更や備品等の必要な経費については、措置すること。
5. 可搬型照会用窓口装置については、別途協議すること。
6. 機器更改にあたって問題が生じた場合は、別途協議すること。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賃評議会

事務局長

以 上

確 認 事 項

基礎年金番号の実施に伴う過去記録の整理にあたって、次のとおり確認する。

1. 業務量増に対応するため、引き続き定員増に努力する。また、謝金職員の予算増に努力する。
2. フリーダイヤルは、実施状況を踏まえ、増設する。
3. 業務処理方法については、今年度の実施状況を踏まえ、別途協議する。
4. 過去記録の整備については、業務処理方法を含めて別途協議する。
5. 過去記録の整理の実施にあたっては、関係機関への協力依頼を中心とした必要な広報は実施する。
6. 各県段階の事前協議期間については、十分保障する。
7. 過去記録の整理の実施に必要な経費は措置する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

以 上

合意メモ

オンライン事務処理機器の更改にあたって、98年9月11日合意の確認事項に基づき対応するとともに、次の事項について合意する。

1. 液晶画面が視力に与える影響について、一定の期間経過後に検証すること。
2. 卓上型と机上型の選択となっているが、書類保管にかかるスチール等の備品やレイアウト変更も生じてくることから、それらの経費についても措置すること。
3. 2人に一台のプリンター設置ではなく、各県の職場からの要求に基づき設置台数を確保すること。

1999年3月18日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

介護保険料の年金からの徴収における磁気媒体（FD）の使用について、以下のとおり確認する。

1. 91年の機器更改における国費評議会の申し入れに対する庁回答をふまえ、介護保険料の年金からの徴収に限って使用するものである。
2. 各県においても十分に事前協議する。
3. 実施にあたって問題が生じた場合は、別途協議する。

1999年8月22日

社会保険庁総務部
総務課長事務取扱

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

現金詐取及び記録改竄にかかる不正行為防止対策（案）の実施にあたっては、
以下のとおり確認する。

1. 業務の簡素化や福利厚生の充実など、ゆとりある職場環境づくりに向け、
引き続き努力する。
2. 今回の対策は、労務管理強化及び労働強化に結びつくものではない。
3. 実施にあたって、問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

1999年11月12日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国賛評議会
事務局長

確認事項

新共済組合の事務処理について、次のとおり確認する。

1. 引き続き人員の確保に努力する。
2. 業務軽減の観点から、引き続き業務の簡素化に向けて努力する。
3. 職員や家族のプライバシー保護に十分な対策を行う。
4. 共済システムについては、人事・労務管理に活用するものではない。したがって、システムそのもののネットワーク化およびオンライン化は行わない。
5. 共済システムの操作にあたっては、オンラインの操作基準を遵守する。
6. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年2月25日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

国民年金保険料学生納付特例申請に係る特別処理の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 派遣社員(キーパンチャー)は、法改に伴い緊急かつ大量の処理が発生したことによる特別なケースであることに鑑み、今回に限り導入するものであり、他の業務及び次年度以降の同業務に導入するものではない。
2. 派遣社員の配置場所は、東京・大阪を除き各県レセプト点検事務センター内とする。
3. 実施期間は、8月末までの必要な期間のみとする。
4. 実施にあたっては、各県段階においても十分な事前協議を保障する。
5. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年6月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

証更新事務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. これまでの協議経過をふまえ、労働条件を確保する。
2. 実施に係る必要な経費は十分確保する。
3. 各県段階においても十分協議を行う。

2000年9月4日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

確認事項

領収済通知書の一括収録を実施するにあたり、次の事項を確認する。

1. 政府の進める電子政府構想、日本銀行の歳出・歳入事務の電子化、徴収一元化とは関連するものではなく、あくまでも業務の簡素・効率化を目的とするものである。したがって、これらの今後の動きについては、その推移を見極め、事前に十分な相談及び情報提供を行うなど適切に対応する。
2. 引き続き、ゆとりある事務処理体制の確立に向け、必要な要員の確保など最大限に努力する。
3. 現行における各社会保険事務所の徴収業務全体への影響を最小限にするため、従来の各県独自の対応などについては誠意をもって対応する。
4. 必要な経費については十分確保する。
5. 実施にあたり、問題が生じた場合は社会保険庁が責任を持って対処する。なお、その場合は、国賛評議会と別途協議を行う。
6. 各県段階においても事前に協議を行う。

2000年11月6日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっての確認事項

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっては、次の事項を確認する。

1. 見直しの基本的考え方は、今日段階の到達点として合意するものであり、引き続き必要な検討・改善は行うものである。
2. 社会保険職場における具体的な事務執行体制、事務処理要領の策定については、引き続き誠意を持って協議する。
3. 責任ある事務執行体制の確立に向け、最大限、定員確保に努力する。
4. 市町村への協力連携を確保するため、社会保険庁として責任を持って対応する。

2001年3月29日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国賛評議会
事務局長